

教科書的憲法記述図表

君 塚 正 臣

横浜法学 29 卷 2 号・3 号及び 30 卷 1・2 号に、副題を「教科書的憲法記述」とする研究ノートを 4 回にわたって掲載した。これは、過去に筆者が分担執筆した教科書的記述のうち、2005 年までの刊行で改訂が行われなかったものの改訂と言ふべき記述を示したのに留まらず、2021 年度には法科大学院での講義科目がなくなり、学部での憲法講義に復帰するという事情もあって、全ての分野の記述の書き直しに進むこととしたものである。もはやこれは分担執筆した教科書的記述のシグマではなく、単著教科書的記述の連載というものになり、この方針転換から、3 回目の連載では、1・2 回目（特に 1 回目）の分の補充を相当行うこととなった。

ところで、そうなると、然るべき図表が用意されていないことは物足りないと思えてきた。重要判例の要約やコラムのようなものは兎も角、要点のまとめや、理解を進める図表のようなものは、授業準備の観点からも併せて提示することが望ましい。これに鑑み、ここに本編記述をサポートする図表の一部を公表することとしたい。

表 0-1 西暦・元号・最高裁公式判例集変換早見表

西暦	慶応	元治	民(刑)集巻	行集巻
1865	元	2		
1867	3	明治		
1868	4	元		
1889		22		
1900		33		
1911	大正	44		
1912	元	45		
1925	14	昭和		
1926	15	元		
1945		20		
1946		21		
1947		22	1	
1950		25	4	1
1960		35	14	11
1975		50	29	26
1988	平成	63	42	39
1989	元	64	43	40
1997	9		51	48
2000	12		54	
2018	30	令和	72	
2019	31	元	73	

図 1-1 憲法の主な分類

- 〔実質的意味の憲法
- 〔形式的意味の憲法
- 〔固有の意味の憲法
- 〔立憲的・近代的意味の憲法
- 〔成典（成文）憲法
- 〔不成典（不文）憲法 イギリス
- 〔硬性憲法
- 〔軟性憲法 イギリス
- 〔欽定憲法 1814 年仏シャルト
- 〔協約憲法 1830 年仏シャルト
- 〔民定憲法
- 〔条約（国約）憲法 アメリカ

図 1-2 法体系

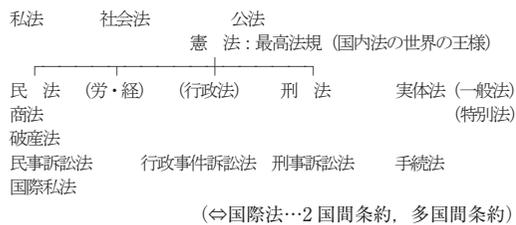


表 1-1 国内法化された条約と憲法との関係

	条約優位説
	「確立された国際法規」のみ憲法に優位
通説 (・判例) ●	憲法優位説

表 1-2 近代と現代の国家の違い

	政府	国家				経済学
近代	小さな	自由	最小	消極	夜警	古典派
現代	大きな	社会	福祉	積極	行政	ケインズ

表 2-1 欧米主要国近代化年表

	イギリス	アメリカ	フランス	ドイツ
1215	マグナ・カルタ			
1628	権利請願			
1648	ウエストファリア条約			
	ピューリタン革命			
1689	名誉革命			
1690	権利章典			
1742	議院内閣制の確立			
1776	独立宣言			
	ヴァージニア権利章典			
1787	合衆国憲法			
1789			フランス革命	
1791			1791 年憲法	
1793			1793 年憲法 (未)	
1795			1795 年憲法	
1803		違憲審査制の確立		
1806				ライン同盟
1830			七月革命	
1848			二月革命	
1850				プロイセン憲法
1853	(英仏露など)	クリミア戦争 (-1856)		
1861		南北戦争 (-1865)		
1870			普仏戦争 (-1871)	
1871				ドイツ帝国憲法
1875			第 3 共和制憲法	
1889				(日) 大日本帝国憲法

表 2-2 近代立憲主義の影

- ・典型は西洋の 3 つの国に限られる (かつ理念型なし)
- ・20 世紀冒頭でも君主国は多い 外見的立憲主義
- ・外に植民地を持っていた
- ・全ての階層が参政権を有したわけではない
- ・女性参政権はさらに遅れる
- ・「独裁者」(カリスマ的支配) の登場

表 2-3 現代主要年表

1911	(中) 辛亥革命
1914	第一次世界大戦 (-1918)
1917	ロシア革命
1919	ヴェルサイユ条約, (独) ワイマール憲法
1929	世界恐慌
1933	(独) 全権委任法
1939	第二次世界大戦 (-1945)
1945	ヤルタ会談, ポツダム宣言, 国際連合憲章
1946	日本国憲法, (仏) 第 4 共和制憲法
1949	ドイツ連邦共和国基本法, 中華人民共和国建国
1958	(仏) 第 5 共和制憲法
1960	「アフリカの年」
1989	東欧革命, マルタ会談, (中) 天安門事件
1990	東西ドイツ統一
1991	湾岸戦争, ソ連崩壊
2010	「アラブの春」(-2011)

表 3-1 日本内閣年表

1868-	大久保利通, 木戸孝允 (西郷隆盛) らを中心とする体制
1878-	伊藤博文, 井上馨 (大隈重信) らを中心とする体制
1885-	元勲の内閣 伊藤博文, 黒田清隆, 山縣有朋, 松方正義 1898: 大隈重信 (憲政党)
1901-	桂園時代 桂太郎 西園寺公望 (立憲政友会)
1913-	山本権兵衛, 寺内正毅, 加藤友三郎, 清浦奎吾 1914-16: 大隈重信 (立憲同志会) 1918-22: 原敬, 高橋是清 (立憲政友会)
1924-	憲政の常道 憲政会・立憲民政党 加藤高明, 若槻禮次郎, 濱口雄幸 立憲政友会 田中義一, 犬養毅
1932-	齋藤實, 岡田啓介
1936-	戦時体制 廣田弘毅, 林銑十郎, 近衛文磨, 平沼騏一郎, 阿部信行, 米内光政, 東條英機, 小磯国昭
1945	終戦 鈴木貫太郎, 東久邇宮稔彦王
1945-	幣原喜重郎 (進歩党), 吉田茂 (自由党)
1947-	中道革新政権 片山哲 (社会党), 芦田均 (民主党)
1948-	第 2 期吉田政権 吉田茂 (自由党)
1954-	55 年体制 (高度成長期) 鳩山一郎, 石橋湛山, 岸信介, 池田勇人, 佐藤栄作
1972-	55 年体制 (低成長期) 田中角栄, 三木武夫, 福田赳夫, 大平正芳, 鈴木善幸, 中曽根康弘, 竹下登, 宇野宗佑, 海部俊樹, 宮沢喜一
1993-	非自民連立政権 細川護熙 (日本新党), 羽田孜 (新生党)
1994-	自社さ政権 村山富一 (社会党), 橋本龍太郎
1998-	自公政権 小渕恵三, 森喜朗, 小泉純一郎, 安倍晋三, 福田康夫, 麻生太郎
2009-	民主党政権 鳩山由紀夫, 菅直人, 野田佳彦
2012-	自公政権 安倍晋三, 菅義偉, 岸田文雄

表 4-1 自衛隊をめぐる学説・実務

	1 項	2 項 1 文	2 項 2 文	自衛隊
少数説	侵略戦争	侵略用武力	国際法上交戦国の有する権利	合憲
従来の通説		侵略しないよう、全武力	国が戦争を行う権利	違憲
多数説	全ての戦争	全ての武力		
有力説◎	「自衛力」は保持できる			合憲

表 4-2 日米安全保障条約の合憲性

非戦力説◎	→憲法問題にならず
暫定措置説	→該当すれば合憲
準国連軍説	
戦力説	→自衛隊を巡る議論

図 4-1 立川基地跡地利用図

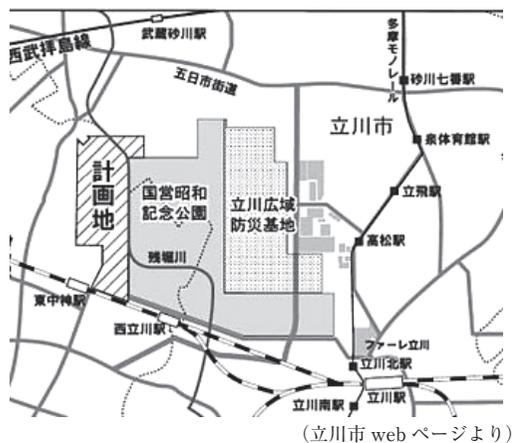


表 4-3 集団的自衛権の合憲性

圧倒的通説◎	違憲
ごく少数説	合憲

表 5-1 主要立憲体制の憲法改正手続

	議会	国民投票など	改正限界
アメリカ	両院で 2/3 ずつ	州の 3/4 の承認	
ドイツ	両院で 2/3 ずつ		あり
フランス	両院過半数 合同会議で 3/5	過半数	あり
イタリア	両院過半数 両院で 2/3 ずつ	過半数	
ノルウェー	2/3		あり
韓国	2/3	過半数	
台湾	3/4	過半数	

表 5-2 憲法改正限界と日本国憲法の成立

	改正限界	現行憲法無効
通説◎	あり	「八月革命」で有効に成立
以前の有力説	改正限界なし	有効に成立 ハーグ陸戦法規違反で無効

表 5-3 「総議員」の 3 分の 2

	法定数
有力説◎	現在議員数
	各院の自律

表 5-4 国民投票の「過半数」

	有権者総数
有力説◎	投票総数
憲法改正法	有効投票数

図 6-1 制度的保障のイメージ



(沖縄県 web ページより)

人権（信教の自由など）と制度的保障（政教分離原則など）との関係は、船と防波堤の関係に擬される。

表 6-1 主要な人権分類

イェリネック	受動的 地位	消極的 地位	積極的 地位	能動的 地位	
芦部信喜	(義務)	自由権	社会権・ 国務請求 権	参政権	包括的 人権
佐藤幸治		消極的 権利	積極的 権利	能動的 権利	

表 6-2 天皇・皇族の人権

通説	肯定
◎	天皇は否定, 皇族は肯定
有力説	否定

表 6-3 外国人の人権

通説・判例	性質説	肯定
	文言説	
少数説	否定	
◎	憲法制定権力相当なら肯定, ほかは否定	

表 6-4 外国人の参政権の学説・判例

		国 政		
		保障	法律による	なし
地	保障	一部◎		
方	法律による		有力	判例
	なし			大半◎

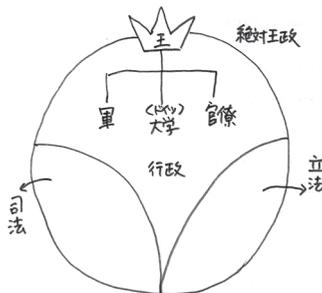
表 6-5 「法人」の人権

通説・判例	肯定
有力説◎	否定

表 6-6 人権の制約

	外在的制約説
通説◎	内在的制約説
	基本は内在的制約, 22・29条に外在的制約を認める

図 6-3 特別権力関係の構図



絶対王政から行政権と司法権が抜けたものに君主が包括的支配権を及ぼさうというのが特別権力関係論である (この構図は、「行政控除説」の説明でも使える)

表 6-7 公務員の労働基本権の制約

	団結権	団体交渉権	争議権
現業 (地方公営企業も)	○	○	×
非現業	○	▲(労働協約×)	×
警察・消防・防衛・刑務	×	×	×

表 6-8 憲法の私人間効力論

従来の説	従来の通説	最近の説
無効力説	15条・31条など	新無効力説
間接効力説 (判例)	原則 (法律行為)	最高法規説◎ 国家保護義務論
直接効力説	18条・28条など	新直接効力説
ステイトアクション理論	事実行為に補 充的に	

表 7-1 幸福追求権の性格

有力説 (人格的 自律説)	芦部信喜	「個別的基本権を包括する基本権」という点で一般的自由権説と同じだが、「その内容を限定し、個人の人格の生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」
	佐藤幸治	「基幹的な人格的自律権」
多数説 (一般的自由説) 原則◎		政府に妨害されない広範な自由

表 7-2 一般的手続的権利の保障条文

通説	31条準用	31条は手続 (主に刑事) の一般則
	31条適用	13条は実体の, 31条は手続の一般則
有力説◎	13条	13条は手続の一般則, 31条は刑事の特則

表 7-3 予防接種禍訴訟と憲法

	29条勿論解釈説
東京訴訟一審	29条類推解釈説
	25条説
東京訴訟二審	17条説
◎	13条説

表 7-4 環境権の保障条文

通説◎	13条
	25条
	13条と25条

表 7-5 裁判を受ける権利の保障条文

	刑事裁判	民事・行政裁判
通説	32条	32条
有力説	37条1項など	32条
◎	32条	76条の反射

図 7-1 31 条の保障範囲

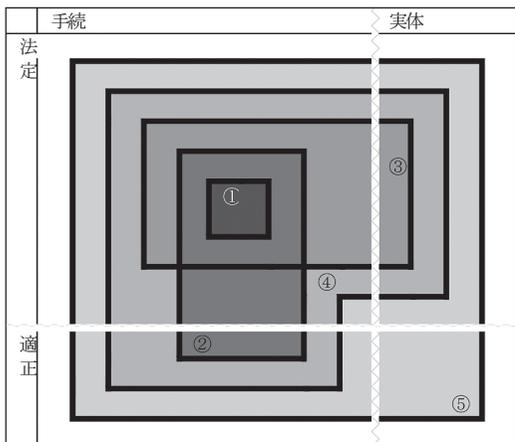


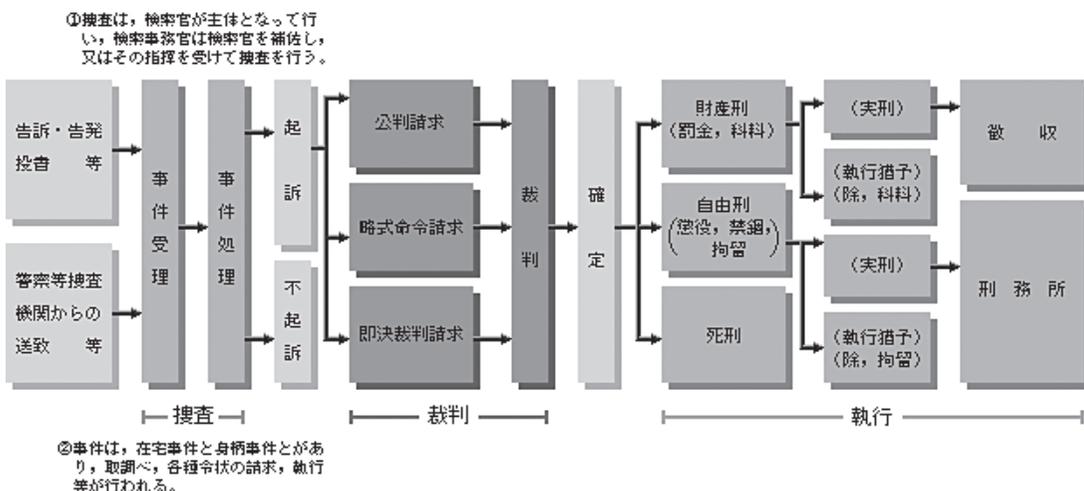
表 7-6 緊急逮捕の合憲性

	一種の令状逮捕
	一種の現行犯逮捕
	違憲
多数説◎	逮捕状なければ釈放などなら合憲

表 7-7 死刑に関する議論

存置論	刑罰は応報	威力力絶大	誤判まずなし	国民世論
廃止論	刑罰は教育	犯罪抑止効果希薄	誤判の危険性	国際情勢

図 7-7 刑事裁判の流れ



(法務省 web ページより)

表 7-8 平等権と司法審査

旧い少数説	立法者非拘束・一部絶対的平等説		
従来の通説・判例	「合理性」の基準		
芦部信喜ほか	立法者拘束・総合的平等説	原則は合理性の基準	性別と社会的身分は中間審査 人種・門地は厳格審査
準通説◎			14 条列挙事由は厳格審査

図 7-2 学生無年金障害者の狭間の差別

加入（国民年金）	就職（厚生年金）	無職（国民年金）
就業（厚生年金）	もらえない	主婦（第3種）
法改正後の世代	未成年（被扶養者）	生来の障碍

表 7-9 積極的差別是正の司法審査

多数説	審査基準を下げる（中間審査以下）	
◎	審査基準は下げない	クォータ制の禁止

表 7-10 「社会的身分」

	広義説	継続的に占める（後天的）地位
従来の通説	中間説	一時的でない、脱却できない地位
準通説◎	狭義説	出生で定まる

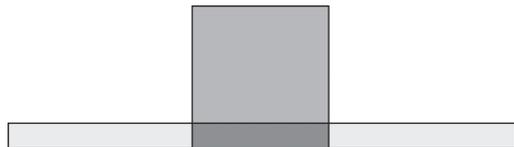
図 8-1 精神的自由の相互関係



表 8-1 思想良心の自由の保障範囲

有力説・反対意見	広義説	是非弁別
◎		↑拡張
通説・判例	狭義説	主義思想や世界観に限る
	最狭義説	信仰のみ

図 8-1 保障に関する 2つの考え方



一般に、手厚い保障は狭い保障で、広い保障は薄い保障とならざるを得ない。「検閲」と事前抑制を巡る議論では21条の1項と2項を根拠にできるので、両方の利点を併せ持つことができる。

図 8-2 大喪の礼における天皇・皇族の喪服



(宮内庁 web ページより)

1989年2月、甲意を表すもので、そのまま一種の象徴的表現である。逆に、この日、派手な衣装の集団があれば、逆の意味のそれである。

表 8-2 表現の自由と司法審査

有力説◎	厳格審査	
通説		表現内容中立規制は中間審査
	非政治的表現は中間審査	

表 8-3 「検閲」と事前抑制

旧通説	一元説	事前の公権力の表現の審査の原則禁止
圧倒的通説◎	二元説	行政権／発表前／表現内容を審査／差止め
判例		行政権／発表前／思想内容／網羅的一般的差止め

図 8-3 LRA の基準

もし、無届けデモの規制が以下のようなとき

死刑	←憲法 31 (又は 36) 条違反
懲役 5 年	←表現規制として相当に重く、21 条違反の疑い
懲役 1 年	←懲役刑でなくとも自粛する
罰金 50 万円	←ここまで重くなくとも自粛する
罰金 3 万円	←普通、これならやめる
罰金 5000 円	←このくらいならやめない
厳重注意	←ほぼ誰もやめない

この事例では網掛け部分が LRA の基準を満たすサンクション

表 8-4 戸別訪問禁止の一般的理由

- ・金品授受による不正
- ・強要の恐れ
- ・組織の強弱による不公平
- ・迷惑
- ・情実の助長
- ・現職に不利

図 8-4 煽動の合憲性判断テストの関係



図 8-5 博多駅テレビフィルム事件の背景

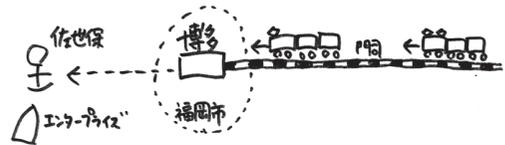


表 8-5 政府公開情報請求権の保障条文

通説	1 条、15 条、21 条、25 条などを総合
有力説◎	21 条 (情報受領権)

表 8-6 パブリックフォーラム

伝統的パブリックフォーラム	公園、道路
限定的パブリックフォーラム	公会堂、市民会館
開かれた私有地（?）	ショッピングモール、企業町

表 8-7 政教分離の諸類型

完全分離（アメリカ）型	国教×国の宗教への関わり×
ドイツ型	国教×国と特定宗教との関わりあり
イギリス型	国教あり （しかし、信教の自由は保障）

表 8-8 政教分離の合憲性判断テスト

	エンドースメントテストなど	
通説・判例	目的効果基準	当初の判例：緩やか 通説・反対意見◎：厳格
以前の有力説	絶対的基準	

表 8-9 宗教団体の内部自治

判例・憲法の有力説◎	法の問題ではなく、却下
民訴の有力説	間接事実を積み上げることで争える
少数有力説	紛争であり、当然に争える

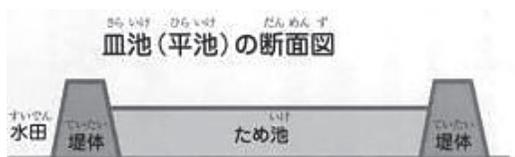
表 8-10 国の政教分離違反の争い方

政教分離人権説	人権なので誰でも訴えられる
宗教的人格権説	宗教者の人格権侵害として
納税者訴訟説	納税者の権利の侵害として （事実上誰でも）
理由付け文面審査可能説◎	権利性なく却下。しかし、判決は違憲性を示せ

表 9-1 外国旅行の自由の保障条文

	22 条 1 項 居住移転の自由
通説◎	22 条 2 項 外国移住の自由
	13 条

図 9-1 ため池（皿池）の断面図



（大阪府 web ページより）

表 9-2 正当な補償の意味

通説	完全補償説	農地改革は例外
有力説	原則◎ 相当補償説	農地改革も同様に説明

表 9-3 経済的自由と司法審査

		自由国家的規制	社会国家的規制
通説・以前の判例	二元論	中間審査	合理性の基準
現在の判例？	一元論	中間審査	
有力説◎		合理性の基準	

表 10-1 生存権の性格

		中間審査	合理性の基準
	具体的権利	有力説	◎
	抽象的権利	通説	
判例？	プログラム規定	(なし)	

表 10-2 教育を受ける権利の性格

◎	経済的権利説
	公民権説
有力説	学習権説

表 10-3 いわゆる教育権論争

	「国民の教育権」説	教育は私的 学問と類似
判例・通説◎	折衷説	
	国家教育権説	教育は公的 学問と分離

表 10-4 労働三法

- ・労働基準法
- ・労働関係調整法
- ・労働組合法

図 11-1 民事裁判の流れ



(最高裁判所 web ページより)

表 12-1 選挙権の性格

	公務説
通説	二元説
有力説◎	権利説

表 12-2 法令上の選挙権の有無

なし	天皇・皇族、外国籍、受刑者、選挙犯罪者
改正により今あり	18・19歳、引越した後3カ月
事実上なかったが今はあり	最重度の障害者、在外邦人

表 12-3 選挙の原則

普通選挙	
直接選挙	
自由選挙	任意投票 秘密投票
平等選挙	1票の価値の平等

表 12-4 衆議院議員定数不均衡問題

以前の判例	事実上3倍まで許容
通説	2倍以上違憲
有力説◎	1対1原則

表 13-1 国民の意味

人権享有主体
主権者
有権者団

表 13-2 主権の意味

統治権・支配権
最高独立性
国家意思の最終決定権

表 13-3 国民主権の意味

ノモスの主権説		
最高意思機関説		
憲法制定権力説 (正当性の契機)	実力説	
	権限説	
	監督機関説	
	最終的権威説	通説◎
(⊃半代表制・社会学的代表)		
人民主権説 (権力性の契機)		有力説

表 14-1 国権の最高機関の意味

通説	政治的美称説
有力説◎	総合調整機能説 (新統括機関説)
	最高地位責任説 (統括機関説)

表 14-2 唯一の立法機関の「立法」の意味

伝統的通説	一般的権利制限説（侵害留保説）	
	中間説	市民生活規範説
		社会留保説
		権力留保説
有力説 原則◎	重要事項留保説（本質性理論）	
	一般的規範説（全部留保説）	

表 14-3 衆議院と参議院

衆議院		参議院	
4年	任期	6年	
あり	解散・内閣不信任決議	なし	
25歳以上	被選挙権年齢	30歳以上	
465	定数	248	
289		選挙区	148
176		比例区	100
小選挙区	選挙区の選挙方式	ほぼ県ごと	
全国11ブロック	比例区の選挙方式	全国1区	
拘束名簿式		非拘束式主体	
できる	重複立候補	できない	

（参議院の定数は2022年通常選挙以降のもの）

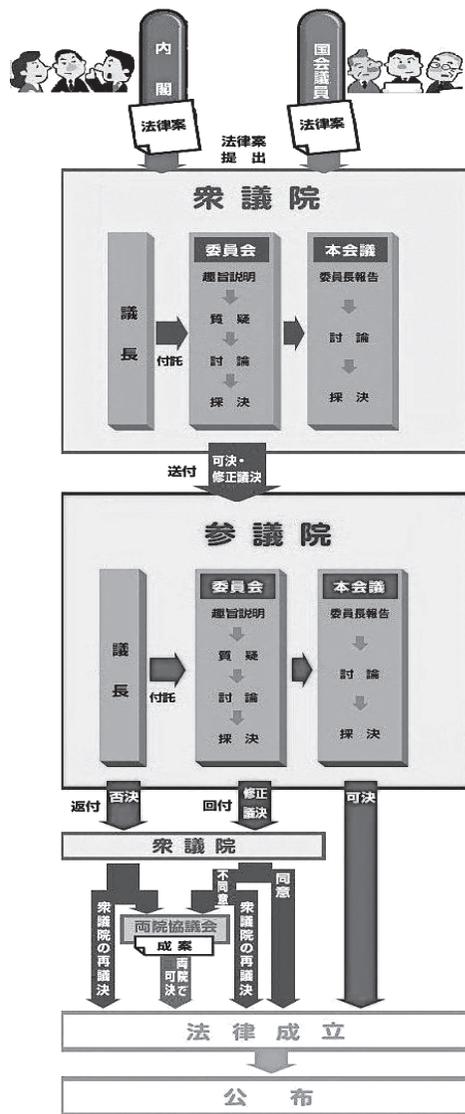
表 14-4 第二院の性格

貴族院型	大日本帝国憲法貴族院
連邦型	アメリカ上院
その他	日本国憲法参議院

表 14-5 衆議院の優越

憲法改正の発議	なし（総議員の2/3）		
法律	2/3で再議決	60日で否決と	両院協可
条約		30日で可決と	両院協開催義務（不一致→衆）
予算	先議権		
首班指名		10日で否決と	

図 14-1 立法の流れ



（図は、衆議院が先に審議を行った場合の流れです。参議院から審議が始まる場合もあります。）

（参議院 web ページより）

表 14-6 法律と議員規則・裁判所規則の優劣

従来通説	法律の優位
	裁判所規則は法律に優位
有力説◎	大枠は法律、内部規則・手続は両規則優位

表 14-7 予算の性格

	予算行政説	国会は賛否しか示せない
通説◎	予算国法説	同一性が保てる程度の修正まで
少数有力説	予算法律説	国会は広範な修正可能

表 14-8 私学助成の合憲性

	違憲論
通説 条件付◎	「公の支配」ゆえ合憲
少数有力説	教育を受ける権利の実質化で合憲

表 14-9 条約の事後承認失敗

	有効説
	無効説
原則◎	国際法上有効・国内法上無効
通例◎	ウイーン条約法条約の限りは無効

表 14-10 国政調査権の性格

通説◎	独立権能説
最高裁見解・有力説	補助的権能説

表 14-11 国会議員の不逮捕特権

裁判例	逮捕の正当性	条件・期限×
通説◎	職務の妨げ	条件・期限○

表 15-1 内閣の変遷 (誰の信頼を要するか)

	君主制	民主制
専制的一元型	君主 超然内閣	大統領 大統領制
二元型	君主・議会 立憲的運用	大統領・議会 半大統領制
立憲的一元型		議会 議院内閣制 / 会議制

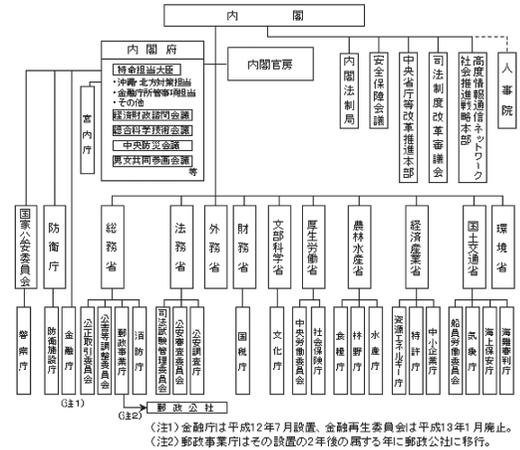
表 15-2 「文民」の意味

	軍国主義者でない者	
通説◎	職業軍人歴のない者	元自衛官×
実務		元自衛官○

表 15-3 行政権の意義

通説	行政控除説
従来の有力説	積極説
有力 原則◎	法律執行説
	折衷説
有力	執政権説

図 15-1 行政改革後の中央官庁の基本組織



(首相官邸 web ページより)
 2007年に防衛庁が防衛省に変わり、2009年に消費者庁が創設され、2012年に復興庁が創設され(2031年廃止予定)るなど、変化がある。

表 15-4 独立行政機関の合憲性

	違憲論
	何らかの意味で内閣の下にある
通説◎	政治的中立性などから積極的承認

表 15-5 衆議院の解散

有力説	69 条説
	69 条 + 自主解散説
実務	7 条説
通説◎	議院内閣制均衡本質説
	69 条 + 65 条説

図 16-1 裁判所の階層構造

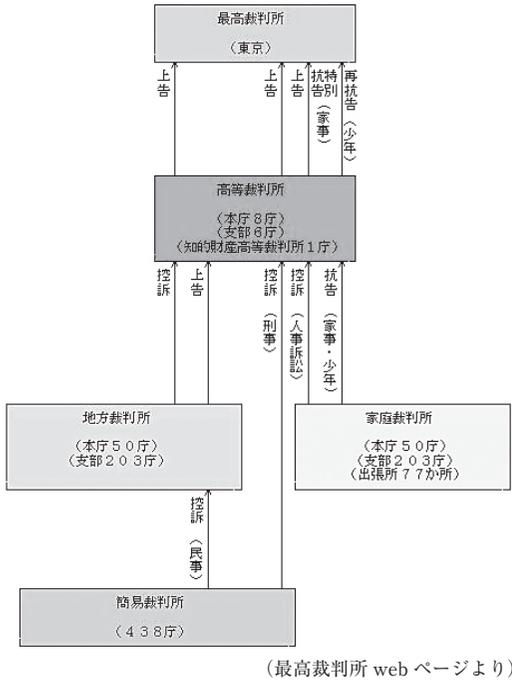


表 16-1 司法権の定義

通説◎	理論的定義
	歴史的概念構成

表 16-2 行政事件訴訟法の訴訟類型

主観訴訟	抗告訴訟 (3条)	行政庁の公権力行使で不利益を被る者が不服を訴える
		処分の取消訴訟, 裁決の取消訴訟, 無効等確認の訴え, 不作為の違法確認の訴え, 義務付けの訴え, 差止めの訴え, 仮の義務付け・差止めの訴え, 無名抗告訴訟
	当事者訴訟 (4条)	公法上の法律関係・利害を争う
客観訴訟	民衆訴訟 (5条)	専ら国や公共団体の違法行為の是正を求める訴え (住民訴訟など)
	機関訴訟 (6条)	国などの機関相互の権限の争い

表 16-3 事件争訟性

	事件争訟性	憲法事件争訟性
現実的事件性	× 仮想的・談合的訴訟	
当事者適格	× 権利のない者	× 憲法上の権利なし
訴えの利益	× 法の問題ではない	× 合憲限定解釈不能
終局性	× 高度の政治性, ムート	

憲法判断を求めるには、「憲法事件争訟性」も必要

表 16-4 司法権の限界

憲法明文上	資格訴訟の裁判, 弾劾裁判, 恩赦など
国際法上	外交使節, 領土など
憲法解釈上	自律・裁量, 結社の内部行為, 統治行為など

表 16-5 先例拘束力

有力説	なし (「事実の拘束力」にとどまる)
通説◎	あり (当該裁判所も拘束, 変更には理由要)

表 16-6 裁判制度をめぐる英米型と大陸型の違い

	大陸型	英米型
特別裁判所	あり	なし
行政裁判	行政裁判法	民事訴訟法
国民の司法参加	参審制	陪審制
憲法訴訟	憲法裁判所	通常 (司法) 裁判所
抽象的違憲審査	あり	なし

網掛けは日本の選択

表 16-7 裁判官の独立の例外

国民	国民審査, 裁判の公開, 裁判員裁判, 裁判批判
国会	弾劾裁判 × 個別事件への国政調査権
内閣	任命 × 懲戒
最高裁判所	名簿の作成 × 減俸, 意に反する転官など
他の裁判所	分限裁判 × 干渉

表 16-8 裁判官の再任

	罷免理由がなければ再任	職業裁判官 ↓ 法曹一元
運用・通説◎	特段の事情なければ再任が原則	
最高裁の立場	再任は新任と同じ	

表 16-9 条約の違憲審査

	条約優位説	不可能	
有力	81条に「条約」なし		
	憲法優位説	「法律」相当	可能
		「規則又は処分」相当	
通説◎	憲法全体の趣旨		

表 16-10 司法審査基準の一般的モデル

	目的	手段	立証責任
厳格審査	やむにやまれぬ (非常に重要な)	必要最小限	合憲主張側
中間審査	重要な	実質的関連性	?
合理性の基準	何らかの合理性	何らかの合理性	違憲主張側

表 16-11 司法審査基準の区分◎

◎	13条	14条・24条	個別の人権
厳格審査	生命・身体的	人種・門地	政治的表現
			参政権
			奴隷的拘束禁止
			その他精神的自由
	名誉・プライバシー	積極的差別是正	刑事手続上の人権
	生命・身体的自己決定	婚姻の自由	刑事補償・国賠請求権
合理性の基準	重大な環境	性別・社会的身分	非政治的表現
	一般的な環境	年齢・世代	表現内容中立規制
		学歴・職業など	民事裁判を受ける権利
		重要な利益の差別	教育を受ける権利
			生存権・労働基本権
	一般的自由	一般	居住・移転の自由
		経済・自由国家規制	
		経済・社会国家規制	

網掛け部分は比較的多くの学説が中間審査の妥当域とする分野

図 16-2 アメリカ連邦最高裁の司法審査基準の推移



表 16-12 憲法判断と裁量

	立法裁量	司法裁量
厳格審査	狭い	狭い
中間審査	中間	広い
合理性の基準	広い	狭い

表 16-13 憲法判断

- ・文面審査文面 (法令) 違憲
- ・適用審査法令違憲
- ・適用審査適用違憲
- ・「本件適用の限りでは違憲ではない」

表 17-1 地方自治の本旨の性格

伝統的通説	固有説
	新固有説
◎	伝來說
有力説	制度的保障説

図 17-1 地方自治の本旨



表 18-1 元首

	天皇	
有力説	天皇と内閣総理大臣	
	内閣総理大臣	内閣
	衆参議長	国会
		国民
有力◎	いない	

表 18-2 天皇の「おことば」など

	違憲論	
有力説◎	二分説	7条各号などで認め得れば
通説	三分説	新たな行為概念を創設

付 記

本稿は、平成30年度-令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部である。また、令和2年度・3年度横浜国立大学国際社会科学研究所法律系サバティカル(但し、3年度は委員等免除のみ)中の成果である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。

謹んで岡部純一先生のご冥福を祈ります。 合掌

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授]